

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 2 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（一般競争入札の入札保証金）</p> <p>第 96 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（一般競争入札の入札保証金）</p> <p>第 96 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第 102 条第 2 項の規定に基づき、県の所有に属する土地並びに当該土地に定着する建物及び工作物を契約当事者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札を行う場合の入札保証金の額は、予定価格の 100 分の 10 以上の額とする。</u></p>
2	<p>（過誤納金の払戻し）</p> <p>第 27 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 岩手県東京事務所長である歳入徴収担当者は、東京事務所利用料について、過納又は誤納した者がいるときは、前各項の規定にかかわらず、出納員をして指定金融機関に払込み前の東京事務所利用料の収入金のうちから直接現金で還付させることができる。</u></p> <p><u>6 岩手県東京事務所の出納員は、前項の規定により過誤納金を還付するときは、領収証書と引換えに現金を交付しなければならない。</u></p> <p>（資金前渡金の精算）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、給与及び旅費（常時の費用に係るものを除く。次条において同じ。）に係る資金前渡の精算手続については、<u>出納局長</u>が別に定める。</p> <p>（概算払に対する精算）</p> <p>第 53 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、旅費に係る概算払の精算手続については、<u>出納局長</u>が別に定める。</p>	<p>（過誤納金の払戻し）</p> <p>第 27 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（資金前渡金の精算）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、給与及び旅費（常時の費用に係るものを除く。次条において同じ。）に係る資金前渡の精算手続については、<u>総務部長</u>が別に定める。</p> <p>（概算払に対する精算）</p> <p>第 53 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、旅費に係る概算払の精算手続については、<u>総務部長</u>が別に定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 25 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、公布の日から施行する。